

浜田市公平委員会処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市公平委員会委員長 岩 本 浩 史

浜田市公平委員会規則第 1 号

浜田市公平委員会処務規則の一部を改正する規則

浜田市公平委員会処務規則（平成 17 年浜田市公平委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「県内」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。